

里庄町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年2月12日（水）午後1時30分から午後2時13分
2. 開催場所 里庄町役場 2階 第2会議室
3. 出席委員 12人

出席委員及び欠席委員の番号、氏名

職名	番号	氏名	出欠の別	職名	番号	氏名	出欠の別
委員	1	岡村 咲津紀	出	会長職務代理者	8	平野 耕平	出
〃	2	高田 卓司	〃	委員	9	平野 俊一	〃
〃	3	高田 光國	〃	会長	10	吉田 龍平	〃
〃	5	辻田 樫市	〃	推進委員	1	遠藤 和宏	〃
〃	6	中務 智紀	〃	〃	2	大内 紀章	〃
〃	7	仁科 義弘	〃	〃	3	神原 公子	〃

4. 欠席委員 0人

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会議書記の指名

日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の承認について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（一括方式）

6. 会議の概要

議長

ただ今から令和7年第2回総会を開会いたします。

本日の出席委員は農業委員9名、推進委員3名の計12名であり、総会開催の定足数に達しており、総会は成立しております。

議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、9番平野俊一委員、1番岡村咲津紀委員にお願いいたします。議事日程第2の会議書記の指名を行います。

本日の会議書記には農業委員会事務局職員の●●氏を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

今回上程されています議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第1号についてご説明いたします。

整理番号は60でございます。

本件は農地の所有権移転に係る農地法第3条に基づく所有権移転許可申請でございます。

譲受人●●●●さん、譲渡人●●●●さんです。

申請地は3筆、地目は田が2筆、畑が1筆、面積は合計で559㎡です。

本件は売買による農地取得で、二人の関係は他人です。

今回、譲受人が増反を目的に所有権を取得するため申請が行われました。

小作人の有無、全ての農地が耕作されるか、耕作に必要な農作業に常時従事するか、当該農地を継続的に利用することができるかどうかなど、許可要件は満たしていると思われまます。

以上です。

議長

事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について●番●●●●委員よりご報告します。

●番

申請地は●●分館に位置し、現在、耕作されてない状況です。

譲受人が増反を目的に申請がありました。

譲渡人が今後維持管理していくのが難しいということで、譲受人との間で話がまとまったもので、特に問題ないと思います。

以上です。

議長

ただ今の事務局説明、農地法第3条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

●番

草刈などの管理ができるのか。

- 事務局 譲渡人と譲受人が来庁した際に管理について確認しています。
- 番 耕作しない場合、3条の所有権移転申請について法律上問題はないのか。
- 事務局 管理だけでもしてもらえらるなら、荒廃化を防ぐために致し方ないと思います。
- 番 農地とは耕作すべき土地とある。周囲の農地やこれまでの使用程度と大差ないなら仕方ないという判断をした。
- 番 管理ができていない所は事務局から連絡してほしい。
- 番 今回の所は荒廃地だが、周囲の荒らしている人には言わず、今回の譲受人だけに押し付けるのはどうか。所有者が変わるタイミングで管理をお願いするのはしてほしい。農地パトロールの際に出会った人には声かけをすることで改善が期待できる。チラシもいづらか効果がある。
- 番 この譲受人が管理できなくなった時の荒廃地対策で、町に合ったものを考えていかないといけない。
- 議長 事務局も農業委員も荒廃地にしないよう農地の所有者に牽制するのは大切だ。耕作放棄地の対策について知恵を出していきましょう。
- 番 管理をするよう許可書に条件を付けることはできないのか。
- 事務局 条件を付けることはできます。今後、地権者へ意向を確認して、まとまった農地を農地中間管理機構に貸し出すことも考えています。
- 番 受け手が見つかるまでは、機構へ貸し出しても管理は自分でしないとけない。管理してもらえよう要望すべき。
- 議長 許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。
(全員挙手)
- 全員賛成でございますので、議案第1号、整理番号60は許可と決定します。
- 続きまして、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見及び許可の承認について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 それでは、議案第2号についてご説明いたします。
整理番号は61でございます。
本件は、農地の使用目的の変更に係る農地法第4条に基づく一時転用の許可申請でございます。
申請人は●●●●さんです。
申請地は農業振興地域内の青地区域にあり、1筆、地目は田、面積は421㎡です。
土砂の搬入を伴う一定規模以上の農地改良を行う場合は、一時的に農地として使用できなくなるため、一時転用許可の対象となります。
今回、申請人が田から畑へ農地造成を行うこと、さらに、隣接地での住

宅建築に伴い、農地の一部を一時的に通路として使用することを目的に、工事期間中における一時転用の申請が行われました。

なお、農地造成の部分については、本来造成工事着工前に申請がなされるべきものですが、この度は事後の申請となっており、申請者からはこのことについて顛末書の提出がなされています。

「この度、令和6年●月●日付け里委指令第●号にて許可をいただいた里庄町●●番地を造成するにあたり、隣接する里庄町●●番地についても地上げし、今後畑として利用することを計画していたため、当該農地も含め、外周に擁壁を施工及び造成してしまいました。これについては、盛土の高さから、本来、農地法第4条の一時転用許可が必要でしたが、認識不足によりその手続きを失念しておりました。今後は法令を遵守し、このような事態を起さぬよう努めて参りますので、今回の申請に関してご許可いただきたく存じ上げます。この度は誠に申し訳ございませんでした。なお、当該農地の一部は、今後住宅建築にあたり工事車両の進入のため、一時的に既設通路を拡幅して利用する計画をしていますので、この点につきましてもご許可いただきたく存じ上げます。」ということです。

また、工事完了後には速やかに農地として使用できるよう復元する旨を記載した誓約書の提出がなされています。

以上です。

議 長 事務局からの説明が終わりました。

次に、現地調査の結果について●番●●●●委員よりご報告します。

● 番 申請地は●●分館に位置し、耕作の状況については、現在、盛土がなされているため確認がとれていません。

隣接地への被害防除計画の内容ですが、土砂等の流出については、隣接地との間に擁壁を設置し、土砂が流出しないようになっています。

雨水については、自然透水となっています。

生活排水については、農地として利用するためありません。

近隣農地への日照及び通風の影響についても、農地であるためありません。

農地造成及び一時的に進入路を確保するために申請があったもので、工事終了後には畑へ転換し、進入路部分は農地として復元するとのことで、特に問題ないと思います。

以上です。

議 長 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明してください。

事務局 農地の区分は、第2種農地と判断しております。

転用目的は、農地造成及び工事車両通行のための一時的な通路の確保で

あり、適当であると考えます。

資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、また、必要な資金額についても適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる小作権等の権利を有する者の有無でございますが、農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、存在しないと判断します。

許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、申請者から聴取した結果、許可後速やかに施工したいとの事であり、問題ないと考えております。

申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がなされなかった時又は処分の見込みがない場合は許可しないことになっていますが、これらの条件は該当しないと考えております。

申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、申請書等の内容を確認したところ適正であると考えます。

転用が周辺の農地に係る営農条件に支障を及ぼすおそれがある場合には許可しないこととなっておりますが、本件は特に支障がないと判断します。

また、今回の転用は、集団農地の分断には当たらないと判断します。

以上です。

議長 　ただ今の事務局説明、農地法第4条の案件について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

許可することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第2号、整理番号61は許可と決定します。

続きまして、議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、事務局より説明をお願いします。

事務局 　それでは、議案第3号についてご説明いたします。

整理番号は62でございます。

里庄町長より令和7年1月7日付けで農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認を求められています。

申請筆数は1筆、地目は田、面積は1,187㎡です。

この筆は、以前から利用権設定がされている農地であり、この度、設定の期限を迎えるため更新するためのもので、公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団、いわゆる農地中間管理機構を介しての使用貸借権の設定となります。

設定を受ける者は公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団で、財団からさらに設定を受ける者は●●●●さん、財団に設定を行う者は●●●●●さんとなっています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たされていると考えますので、特に支障はないと思われます。

以上です。

議長

ただ今の事務局説明について、質問、意見等ございますか。

質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

それでは、議案第3号、整理番号62について賛成の農業委員の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、議案第3号、整理番号62は承認と決定します。

以上をもちまして、令和7年第2回総会を閉会いたします。